

金山町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月22日(水) 9時30分から10時42分
2. 開催場所 金山町役場4階 委員会室
3. 出席委員 (13名)

農業委員	1番委員	五ノ井 斉	
	2番委員	須佐 勉	
	5番委員	三瓶 浩一	
	6番委員	小林 和衛	
	8番委員	星 光雄	
	9番委員	渡部 真明	
	10番委員	栗城 篤義	
	11番委員	横田 敏宏	
	12番委員	栗城 元一	
	会長	13番委員	谷ヶ城 雄司
	農地利用最適化 推進委員	旧横田村	渡部 勘治
		旧川口・本名	黒田 修市
旧沼沢		中丸 謙公	

4. 欠席委員 7番委員 西脇 優

5. 会務報告 (令和5年2月21日～令和5年3月21日)
2月21日 第2回金山町農業委員会(委員会室 委員12名)
3月17日 会津若松市地方農業委員会連合研修会
(喜多方市 委員6名、事務局2名)

6. 議事
議案第3号 農用地利用集積計画について
議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定により農業委員会が定める
別段の面積の廃止について
議案第5号 金山町農業委員会非農地判断に関する事務処理要領の制定について

7. 協議 令和5年度農作業標準賃金額の諮問について

8. その他

9. 閉会

10. 農業委員会事務局職員
事務局長 五ノ井 輝夫
事務局次長 土田 純一
事務局 馬場 和也

事務局長	おはようございます。定刻になりましたので始めたいと思います。皆さま御起立願います。礼、着席。
会長	おはようございます。これより第3回農業委員会を開催します。会議録署名人を11番委員、12番委員お願いします。会務報告を事務局お願いします。
事務局	令和5年2月21日から令和5年3月21日までの会務報告を行います。2月21日、第2回金山町農委員会が4階委員会室で行われ委員12名の出席でした。3月17日会津若松地方農業委員会連合会研修会が喜多方市で開催され委員6名と事務局2名が出席しました。以上です。
会長	会務報告について皆さんから、質問や意見はございませんか。
一同	ありません。
会長	ないようですので次の議案第3号農用地利用集積計画について事務局よりお願いします。今回、たくさんあるので新規設定だけ委員さんに意見を求めて再設定は省略してもよろしいですか。
一同	はい。
	(議案朗読・説明)
会長	新規について中川地区担当委員、お願いします。
8番委員	谷地2366-1、2366-2は利用権設定をしないで5年程ほど私が耕作していました。2367-1から2367-4は国道改良のため休耕していましたが今年から耕作できるので私が耕作します。次の設定の所有者は高齢のため私が耕作します。
会長	次の沼沢地区は事務局からお願いします。
事務局	沼沢地区は代理で7番委員が担当していただいておりますが、事前に連絡受け、問題ないとのことでした。
会長	それでは大塩地区担当委員、お願いします。
5番委員	耕作者が変更になっただけなので問題ありません。
会長	滝沢地区担当委員、お願いします。
推進委員 (旧横田村)	滝沢地区で2名の方が亡くなり、もう一人の譲渡人は体調が悪いということで農業法人が耕作することになりました。

会長	新規設定、再設定について皆さんからご質問、ご意見ございませんか。
会長	ないようでしたら、ご承認いただけますか。
一同	はい。
会長	それでは議案第4号農地法第3条第2項第5号の規定により農業委員会が定める別段の面積の廃止について、事務局お願いします。
事務局	町の農業委員会ではこれまで平成27年度に町内全域の別段面積を30a、令和2年度に空き家に付随する農地の別段面積を設定してきました。令和5年度4月から「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が施行されます。その中で農地法の下限面積が撤廃されるため、町でこれまで告示してきた下限面積についても、農地の権利取得予定者等が誤解を招かないよう廃止を行うことが適当である旨の通知が出されました。3条の農地取得の際の下限面積については緩和されますが、農作業従事日数要件や全部効率利用要件は今後も継続されます。農地を持っていない方、例えば移住して新たに農業をする人向けに法改正されたものです。
会長	この件について何かございませんか。
10番委員	下限面積の撤廃とは、新規就農者に限るとのことですか。今、高齢者の方から息子さんに農地を譲りたいが下限面積で相続ができずどうしたらいいかと相談を受けています。最終的には現況証明で山林、原野に地目変更をして譲り受けるしかないと話をしてしています。農地にこだわっている部分もあるので、今の説明ですと該当しないということですか。
会長	相続の場合は、下限面積に関係なく一括でできると私は聞いていましたが。
事務局	新たに農業をする人だけが対象ではなく、農地法全体が撤廃なので全員が対象となります。また、相続については下限面積は関係ありません。
10番委員	それでは、事務局に相談に行きたいと思いますのでよろしくお願いします。
会長	その他、何かございませんか。ないようでしたら、ご承認いただけますか。
一同	はい。
会長	議案第5号金山町農業委員会非農地判断に関する事務処理要領の制定について、事務局お願いします。

事務局	<p>昨年 11 月に農業委員会の研修で南会津町に訪問した際に非農地判断の事例について紹介してもらいました。今回、南会津町、県農業会議の非農地判断マニュアルを参考にしながら「金山町農業委員会非農地判断に関する事務処理要領(案)」を作成しました。流れとしては、まず非農地判断をする調査候補地を様式第 1 号にリスト化します。非農地判断については、農業委員会で毎月の議案ではなく、夏前までに非農地判断対象地リストを作成し 1 年間のスケジュールを組んで判断します。事務局で対象農地の地番と所有者の確認をし、所有者に様式第 2 号の「非農地判断に係る事前通知書」を発行します。特に拒否等の申し出がない場合は、現在行っている会長、担当地区委員、事務局の 3 名で現地調査を行います。基本的には降雪前、夏過ぎ頃に実施し結果を様式第 3 号「非農地通知一覧表」にあげ、議案書を作成し農業委員会に提出します。議決を行った農地については様式第 4 号「非農地通知書」と様式例 2 を所有者に送付します。異議の申し立て期間は 2 週間ほどに設定し、農業委員会の農地台帳から削除し、町の税務部局に地方税 381 条第 7 項に基づき登記地目修正の申し出を法務局で行い、町は登記地目修正と課税台帳の整理をします。農業委員会は所有者に送付した「非農地通知書」の写しと現地の写真、位置図を法務局に送付し、地目変更を行います。</p>
事務局次長	<p>補足ですが、対象荒廃農地は「森林原野化した農地」で宅地周りの農地については今まで通り現況証明での対応を考えています。あと、農振農用地区内の農地も可能ですが、農業者年金、経営所得安定対策、生前贈与による贈与税納税猶予の対象、補助金で整備した農地は判断の対象外です。令和 5 年度に実施するにあたり、多くの農地を一緒にはできないので 10~20 筆程度を行い、徐々に増やしていきたいと考えています。所有者への事前通知についてですが、老人ホームに入所している場合等は連絡がとれる家族で対応していきたいと考えています。</p>
会長	<p>これはまず農業委員、推進委員からリストをあげてもらおうということですか。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
5 番委員	<p>土地の所有者の把握は事務局でやってくれるということですか。</p>
事務局	<p>完全な登記簿の所有者はわからないと思いますが、登記の相続手続きが終わってなくても町税務係で納税義務者はわかるので、連絡をとって地目変更の手続きをしていきたいと思っています。</p>
5 番委員	<p>大塩地区にはそういう方がかなり多くいますし、鉾山跡地に農地があります。</p>
事務局	<p>税務係では納税義務者はわかりますが、電話番号はわからないので農業委員の皆さんに間に入って頂き、スムーズに処理が出来るように進めていきたいと考えています。</p>

会長	非農地にすると何かメリットはありますか。
事務局	山林や雑種地になると少し評価額が下がります。
5 番委員	原発補償はどうなっていますか。
事務局次長	支払いは終わっていると思います。
会長	原発補償は山林、雑木林が対象だと思っていましたが農地もですか。
10 番委員	田畑に杉が植えてある場合は補償の対象でしたが、木に対する補償だけで所有権とかはあまり関係はありませんでした。今も補償期間かはわかりませんが。
事務局長	森林の補償はまだ大丈夫です。
会長	10 番委員よろしいですか。
10 番委員	はい。
会長	その他、何かございませんか
推進委員（旧川口・本名村）	確認ですが、畑もですか。
事務局次長	はい、畑も対象です。
会長	各地区内に非農地にした方がいい農地があると思いますので、打ち合わせをしてください。それでは、この件に関しては以上でよろしいでしょうか。
一同	はい。
会長	次の協議に移ります。令和 5 年度農作業標準賃金額の諮問について、事務局お願いします。
事務局	令和 5 年度農作業標準賃金諮問額（案）を作成しました。全体的に 300 円前後増額しています。今回増額した経緯は、昨年町で原油価格高騰関連で農業者に支援金を支払った際に原油価格の高騰幅が約 6%、その 3 分の 2 を補助することで農業売上の 4%を支援しました。その 6%をもとに令和 4 年度の作業賃金に対し、それぞれ約 5~6%の範囲で調整し作成しました。ここ数年は据え置きでしたが、全体的に燃料を使用する作業なので全ての種類を増額しました。資料内の職種別賃金については大きく変化はありませんが、役場に関しては令和 5 年度は 8,052 円になります。

会長	皆さんからご意見を伺います。
10 番委員	役場の賃金の 8,052 円は福島県の最低賃金ですか。
事務局	役場の賃金は県の最低賃金は関係なく、町の会計年度職員の賃金を参考にしています。
10 番委員	はい、わかりました。
12 番委員	何年も据え置きになった経緯はありますが、燃料が高騰していますし事務局の作成した（案）でいいと思います。毎年話が出ますが、あくまで目安としてもらい、当事者同士で話し合い決める部分もあるのでこれでいいと思います。
会長	その他、ご意見ありませんか。ないようでしたら、この金額で諮問をあげてよろしいでしょうか。
一同	はい。
会長	その他に移ります。
事務局	農作業標準賃金額の諮問については、4月上旬に開催される金山町労働力調整協議会に農業委員会から諮問をあげたいと思います。労働力調整協議会に農業委員会から2番委員と3番委員が委員として出席していましたが、3番委員が退任したので、事務局から後任に8番委員にお願いしたいと思います。皆さんいかがですか。
会長	沼沢地区方面なので8番委員でいかがですか。任期はいつまでですか。
事務局	令和3年度から3年間なので令和5年度末まであります。農業委員の改選が7月にあるので、委員改選後に令和6年度以降の委員について協議します。
12 番委員	8番委員が受けていただければお願いしたいです。
会長	8番委員いかがですか。
8 番委員	はい、わかりました。
会長	8番委員、よろしく申し上げます。その他、事務局から何かありますか。
事務局	あと7月の農業委員改選についてですが、現在ホームページ等でお知らせをしています。募集期間は3月29日から4月28日までです。推薦書等は役場と横田出張所、ホームページで取得できますのでよろしく申し上げます。

会長	<p>その他事務局より</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明し承認・令和5年度の活動記録記入の徹底について・「人・農地プラン」から「地域計画」への移行について <p>その他、皆さんから何かございませんか。それではこれで閉会したいと思います。ご苦労様でした。</p>
----	--

以上の会議の内容は書記が記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため署名する。

令和5年3月22日

福島県大沼郡金山町農業委員 署名委員

議長 谷川城 雄司
委員 横田 敏宏
委員 栗城 元一